

(別紙)

# 侵入調査マニュアル

令和8年3月

農林水産省消費・安全局植物防疫課  
植物防疫所

(改正履歴)

令和5年3月 24 日作成

令和6年3月 28 日 一部改正

令和7年3月 31 日 一部改正

令和8年3月 31 日 一部改正

## 目次

### はじめに

I	トラップ調査	1
1.	ミバエ類	2
2.	チョウ目(コドリング)	24
3.	アリモドキゾウムシ	33
4.	イモゾウムシ	40
II	目視調査	56
1.	トマト	57
(1)	バナナネモグリセンチュウ及びカンキツネモグリセンチュウ	58
(2)	コロンビアネコブセンチュウ及び <i>Meloidogyne enterolobii</i>	81
(3)	<i>Pepino mosaic virus</i> (PepMV)	92
(4)	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (ToBRFV) 及び <i>Tomato mottle mosaic virus</i> (ToMMV)	98
(5)	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (ToLCNDV)	113
(6)	ポスピウイルス(ジャガイモやせいもウイルス(PSTVd)、トマト退緑萎縮ウイルス(TCDVd)、 <i>Columnea latent viroid</i> (CLVd)、 <i>Pepper chat fruit viroid</i> (PCFVd) 及び <i>Tomato apical stunt viroid</i> (TASVd))	120
2.	馬鈴しょ	139
(1)	コロラドハムシ	140
(2)	コロンビアネコブセンチュウ	147
(3)	ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウ	158
(4)	ジャガイモがんしゅ病菌	187
(5)	<i>Thecaphora solani</i>	201
(6)	ポスピウイルス(ジャガイモやせいもウイルス(PSTVd))	205
3.	ピーマン及びなす	224
(1)	<i>Tomato mottle mosaic virus</i> (ToMMV)	225
(2)	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (ToLCNDV) ※ピーマンのみ	240
4.	コムギ、オオムギ及びトウモロコシ	247
(1)	ヘシアンバエ ※コムギ及びオオムギのみ	248
(2)	<i>Ramularia collo-cygni</i>	259
5.	イネ	268
(1)	イネクキセンチュウ	280
(2)	イネミイラ穂病菌	294

(3) イネ条斑細菌病菌	284
6. キャベツ、てんさい、はくさい及びほうれんそう	292
(1) テンサイシストセンチュウ	293
7. さといも及びしょうが	3②
(1) パナナネモグリセンチュウ	323
8. うり科植物(かぼちゃ、きゅうり、すいか、メロン及びとうがん)	346
(1) スイカ果実汚斑細菌病菌	347
(2) <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (ToLCNDV) ※きゅうり、すいか及びメロン	364
9. まめ科植物(だいず、いんげんまめ及びえんどう)	371
(1) インゲンマメ萎凋細菌病菌 ※だいず及びいんげんまめ	372
(2) <i>Tomato mottle mosaic virus</i> (ToMMV) ※えんどうのみ	380
10. かんきつ類	395
(1) カンキツネモグリセンチュウ	396
(2) カンキツグリーニング病菌(ミカンキジラミを含む)	419
(3) <i>Spiroplasma citri</i>	437
(4) <i>Xylella fastidiosa</i>	445
11. ばら科植物(なし、りんご等)	457
(1) 火傷病菌 ※なし属、りんご属及びびわ	458
(2) <i>Xylella fastidiosa</i> ※なし属、もも及びうめ	474
(3) ウメ輪紋ウイルス ※うめ、おうとう、すもも等	486
12. ぶどう及びオリーブ	509
(1) <i>Xylella fastidiosa</i>	510

## はじめに

我が国未発生又は我が国の一部のみが発生している重要病害虫が、万が一国内の未発生地域に侵入した場合、国内の農業生産に重大な損害を与えるだけでなく、農産物の輸出を阻害するおそれがある。こういった重要病害虫の侵入に伴う国内の農業生産や輸出への影響を防止するためには、国内の未発生地域への重要病害虫の侵入を早期に発見し、速やかに的確な防除を実施することが重要である。

このため、令和4年5月の植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）改正において、全国で斉一的に重要病害虫の調査を行う侵入調査事業が新たに法に位置付けられ、令和5年4月から本事業による調査を開始する予定である。本事業では、海空港、国際郵便局等での調査を植物防疫所が実施し、生産園地等での調査を現地の状況等に精通した都道府県の協力を得て実施することとしている。

本マニュアルには、本事業の対象病害虫ごとの調査手法、同定手法等について記載した。本事業による調査の実施に当たっては、本マニュアルを活用し、重要病害虫の早期発見・早期防除に役立てていただきたい。